

新婚夫婦の 新生活を 応援します！

結婚新生活支援事業補助金

辰野町内で結婚し、新生活をスタートする世帯を対象に住まいに関わる費用を支援します。

対象となる世帯

- 次の要件を**全て満たす世帯**が対象となります。
- ①令和3年4月1日～令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、辰野町に住民票がある世帯
 - ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
 - ③対象となる住居が町内にある世帯
 - ④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
 - ⑤過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活事業実施要領による補助金の交付を受けたことがない世帯
 - ⑥町税等に滞納がない世帯
 - ⑦夫婦の令和2年分の所得の合計が400万円未満である世帯
- ※ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間の返済額を控除できません。
※結婚を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合、当該者の所得は含みません。

対象となる費用

- 令和3年4月1日～令和4年3月31日までにかかる住居の購入・転入（転居）費用
- ・住居の取得費用
 - ・住居の賃貸借費用（賃料、敷金、礼金、補償金等これに類する費用、共益費及び仲介手数料）
 - ・住居への引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用）

補助金額

対象となる費用のうち、30万円（1,000円未満切捨）を上限に全額を補助します。
（※補助金は、一時所得になります。ただし、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません）

申込方法は裏面をご覧ください



申請期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

補助金の交付申請

辰野町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の書類を添えて提出してください。

チェック

- ①婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ②夫婦の所得証明書
- ③離職票（婚姻を機に離職した場合）
- ④貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合）
- ⑤物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- ⑥物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- ⑦住居手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- ⑧引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

※前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。
※様式第1号は、辰野町ホームページからダウンロードできます

申請方法

申請は、必要書類を辰野町役場まちづくり政策課まで郵送又はお持ちください。
なお、申請にあたっては、結婚（婚姻届の提出を行い、受理されていること）と、それに伴う住居の手配、住居への引越しが終了していることが必要となりますのでご注意ください。

申請から補助金交付までの流れ

①交付申請に必要な書類を提出 令和4年3月31日（木）まで



②交付決定

審査の結果を「辰野町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」により通知します。



③請求書の提出

通知書が届いたら「辰野町結婚新生活支援事業補助金請求書」に必要事項を記入・押印し、まちづくり政策課へ提出してください。



④補助金の振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

Q&A

Q レンタカーを借りた場合、友人に頼んで引越した場合は対象になりますか？

A 対象ではありません。引越し費用は、業者に依頼したものが対象です。

Q 再婚の場合も申請できますか？

A 対象要件をすべて満たしていれば申請できます。ただし、以前の結婚で既にこの補助金の交付を受けている場合は申請できません。



問い合わせ

辰野町役場 まちづくり政策課 女性若者支援係

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

☎0266-41-1111 Fax0266-41-3976